

【地域活性化総合特区】奈良公園観光地域活性化総合特区

【奈良県】

【目標】～世界に誇れる公園を目指して～

奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光振興
 受入環境の充実による滞在型観光の推進
 ⇒奈良公園（奈良市）への観光客数及び宿泊者数の増加

【取組概要】

○ 規制の特例措置

- ・地域限定特例通訳案内士育成等事業

○ 財政・税制・金融上の支援措置

- ・重要文化財建造物を活用した地域活性化事業
- ・地域活性化総合特区支援利子補給金制度

○ 主な地域独自の取組

- ・奈良公園の植栽の適切な管理、春日山原始林の保全、天然記念物奈良のシカの保護・育成に向けた取組の実施、鹿苑の整備、電線地中化の整備、誘客イベントの実施、奈良公園周辺への宿泊客キャンペーンの実施、奈良公園周辺の水質環境の改善等



地域協議会参画団体

■ 自治体関係者

奈良市、奈良県

■ 民間企業

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館・ホテル組合、奈良商工会議所、(株)南都銀行、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、特定非営利活動法人なら燈花会の会、なら瑠璃絵実行委員会、(公社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビジターズビューロー、奈良国立博物館

政策課題

○奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光振興

解決策

○奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカ保護・育成など自然資源の維持・利活用に向けた取組の実施
 ○史跡における境内地整備など歴史・文化資源の維持・利活用に向けた取組の実施
 ○奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の維持・利活用に向けた取組の実施

新たな規制の特例措置等の提案

○文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化
 ○社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ
 ○電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝整備促進
 ○古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の促進
 ○都市公園法第16条に規定される都市公園の保存用件の緩和

主な取組内容

○奈良公園の植栽の適切な管理
 ○春日山原始林の保全
 ○春日大社境内地の整備
 ○なら燈花会、なら瑠璃絵、若草山焼きの実施
 ○電線地中化の整備
 ○歩道の整備

○受入環境の充実による滞在型観光の推進

○奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取組の実施
 ○奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取組の実施

○文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化
 ○総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援
 ○旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売
 ○奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

○利子補給金制度を活用した宿泊施設改修への金融支援措置
 ○地域限定特例通訳案内士の育成
 ○NARA Free-WiFi のサービス提供
 ○旧奈良監獄における文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等への財政支援